



# 熊本県公報

第12298号

平成26年3月14日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新	（障がい者支援課）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更	（ 〃 ）	2
○水俣都市計画下水道事業水俣公共下水道の事業計画変更	（下水環境課）	2
○道路の供用開始	（道路保全課）	3
○自動車専用道路の指定	（ 〃 ）	3
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定	（ 〃 ）	3
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定	（ 〃 ）	4
○指定居宅サービスの事業廃止	（高齢者支援課）	4
○指定居宅介護支援の事業廃止	（ 〃 ）	6
○指定介護予防サービスの事業廃止	（ 〃 ）	6
○特定計量器定期検査の実施	（産業支援課）	8
○熊本港コンテナターミナルの指定管理者の指定	（港湾課）	9
○八代港コンテナターミナルの指定管理者の指定	（ 〃 ）	9
○形質変更時要届出区域の指定	（環境保全課）	9
○卸売市場法に基づく地方卸売市場の廃止許可	（流通企画課）	10
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	11
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	11
○産業廃棄物処理施設変更許可申請	（廃棄物対策課）	11
○家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施	（畜産課）	12
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	14
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道の事業計画変更	（下水環境課）	14
○定数漁業の許可申請期間	（水産振興課）	15
○道路の供用開始	（道路保全課）	15
○道路の区域変更	（ 〃 ）	15
<b>公 告</b>		
○土地改良事業計画	（農村計画課）	16
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	16
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	16
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	16
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	17
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	17
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	17
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	17
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	17
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	18
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	18
○土地改良事業計画	（ 〃 ）	18
○争議行為の予告	（労働雇用課）	18
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（建築課）	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	20
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	20
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	20
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	20
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	21
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	21
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	（ 〃 ）	21
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	21
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	22
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	22
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	22

- 塩屋地区特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 22
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 22
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… ( // ) 23
- 農地中間管理機構の指定…………… (農地・農業振興課) 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 24
- 登 載 依 頼**
- 第50回熊本県環境審議会を開催…………… (熊本県環境審議会) 24
- 平成25年度第6回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 25
- 第8回熊本県「無らい県運動」検証委員会の開催…………… (熊本県「無らい県運動」検証委員会) 25
- 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則…………… (警察本部生活安全企画課) 26
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 27
- 平成25年度第2回熊本近代文学館協議会の開催…………… (近代文学館協議会) 28
- 平成25年度有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 28
- 平成25年度菊池地域保健医療推進協議会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 28

**告 示**

**熊本県告示第188号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成26年3月1日

**熊本県告示第189号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
泗水中央薬局	医療機関の所在地	菊池市泗水町豊水3498番地2	菊池市泗水町豊水3492番地	平成26年2月1日

**熊本県告示第190号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類 水俣都市計画下水道事業水俣公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年3月2日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし。
  - (2) 使用の部分 変更なし。

**熊本県告示第191号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4994番7地先から 上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴 4768番2地先まで	679.5	九州横断自動車道延岡線小池高山インターチェンジ

2 供用を開始する期日 平成26年3月22日

**熊本県告示第192号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第4項の規定に基づき、専ら自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成26年3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4994番7地先から 上益城郡御船町大字高木字上倉津和 5004番地先まで	9.8 ～ 63.2	307.6
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4993番2地先から 上益城郡御船町大字高木字上倉津和 5004番地先まで	7.3 ～ 34.7	179.5
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 5005番地先から 上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴 4768番1地先まで	15.0 ～ 38.7	360.0

2 指定する期日 平成26年3月22日

**熊本県告示第193号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和4994番7地先から 上益城郡御船町大字高木字上倉津和5004番地先まで
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和4993番2地先から 上益城郡御船町大字高木字上倉津和5004番地先まで
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和5005番地先から 上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴4768番1地先まで

2 指定する期日 平成26年3月22日

熊本県告示第194号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和4994番7地先から上益城郡御船町大字高木字上倉津和5004番地先まで
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和4993番2地先から上益城郡御船町大字高木字上倉津和5004番地先まで
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和5005番地先から上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴4768番1地先まで

2 指定する期日 平成26年3月22日

3 通行方法

高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人水俣市社会福祉協議会	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 訪問介護事業所	水俣市牧ノ内3番1号 水俣市総合もやい直しセンター内	平成25年4月30日	訪問介護
有限会社メディアカル本里	ヘルパーステーション高瀬	玉名市高瀬223番地の3	平成25年8月31日	訪問介護
株式会社八代介護がじゅまる	介護センターがじゅまる	八代市古閑中町1101-3	平成25年8月31日	訪問介護
医療法人寺崎会	ケアラウンジGALA	水俣市浜町一丁目2番30号	平成25年8月31日	訪問介護
株式会社ピュア・ライフ	訪問介護ステーション なかまの里	宇城市松橋町両仲間1641番1	平成25年10月3日	訪問介護
有限会社神園交通サポートサー	指定訪問介護事業所「パートナ	八代市松江本町2番50号	平成25年11月30日	訪問介護

ビス	一」		日	
医療法人社団高 整会	高橋整形外科居 宅介護支援セン ター訪問介護	荒尾市原万田8 15番地2	平成25年 12月31 日	訪問介護
社会福祉法人学 優会	紀水ナーシング ホーム指定訪問 入浴介護事業所	合志市竹迫22 24	平成26年 3月31日	訪問入浴介護
小山歯科医院	小山歯科医院	菊池市隈府43 4	平成25年 3月31日	居宅療養管理 指導
有限会社コーセ イ商事	コーセイ薬局	上益城郡甲佐町 岩下字東園12 3-3	平成25年 9月13日	居宅療養管理 指導
社会福祉法人西 照福祉会	デイサービスセ ンター美里苑	下益城郡美里町 遠野1920番 地2	平成25年 3月31日	通所介護
特定非営利活動 法人NPOみな また	のがわの家	水俣市古城一丁 目3番15号	平成25年 4月30日	通所介護
社会福祉法人水 俣市社会福祉協 議会	水俣市社会福祉 協議会 通所介 護事業所 もや い館	水俣市牧ノ内3 番1号 水俣市 総合もやい直し センター内	平成25年 4月30日	通所介護
社会福祉法人千 草会	あいさとデイサ ービスセンター	山鹿市鹿央町合 里1013番地 3	平成25年 6月30日	通所介護
株式会社創健	宇土・千の郷	宇土市栗崎町8 01番地2	平成25年 10月1日	通所介護
株式会社ピュ ア・ライフ	通所デイサービ ス なかまの里	宇城市松橋町両 仲間1641番 1	平成25年 10月3日	通所介護
合同会社 春富	デイサービス 春富	玉名郡和水町東 吉地990番地 3	平成26年 1月31日	通所介護
医療法人社団小 田会	みどりかわクリ ニック通所リハ ビリテーション	宇土市野鶴町3 40番地1	平成25年 11月30 日	通所リハビリ テーション
北 政義	北医院	天草市天草町下 田北1255- 1	平成25年 11月30 日	通所リハビリ テーション
医療法人暁清会	うさぎ	人吉市宝来町4 3-1	平成25年 6月30日	短期入所生活 介護
医療法人社団中 川会	中川外科医院	八代市横手町1 512-3	平成25年 5月1日	短期入所療養 介護
医療法人社団広 崎会	さくら病院ショ ートステイ	上益城郡益城町 広崎1445- 15	平成25年 10月25 日	短期入所療養 介護
医療法人春水会	山鹿中央病院	山鹿市山鹿10 00	平成25年 12月31 日	短期入所療養 介護
株式会社トッ プ・ケア	トップ・ケア	八代郡氷川町鹿 島1167-3	平成25年 5月23日	福祉用具貸与
有限会社かまや	ホームケアひか	菊池市隈府99	平成25年	福祉用具貸与

	り	9	1 1 月 3 0 日	
株式会社ト ップ・ケア	トップ・ケア	八代郡氷川町鹿 島 1 1 6 7 - 3	平成 2 5 年 5 月 2 3 日	特定福祉用具 販売
有限会社かまや	ホームケアひか り	菊池市隈府 9 9 9	平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日	特定福祉用具 販売

**熊本県告示第 1 9 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人西照福祉会	居宅介護支援センター花音	下益城郡美里町遠野字西立道 1 9 2 0 番地 2	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	居宅介護支援
株式会社ケアサポート	若葉園	球磨郡多良木町多良木 1 5 3 7 番地	平成 2 5 年 5 月 2 3 日	居宅介護支援
社会福祉法人治誠会	あそん里居宅介護支援事業所	阿蘇市一の宮町坂梨 2 3 6 5	平成 2 5 年 7 月 3 1 日	居宅介護支援
株式会社八代介護がじゅまる	がじゅまる居宅介護支援事業所	八代市古閑中町 1 1 0 1 番地 3	平成 2 5 年 8 月 3 1 日	居宅介護支援
社会福祉法人水俣市社会福祉協議会	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	水俣市牧ノ内 3 - 1 水俣市総合もやい直しセンター内	平成 2 5 年 8 月 3 1 日	居宅介護支援
医療法人社団仁水会	居宅介護支援事業所ふれあい倶楽部	宇城市松橋町久具 3 2 3 - 1	平成 2 5 年 9 月 3 0 日	居宅介護支援
株式会社芳泉堂薬局	フジヤ薬局	阿蘇市一の宮町宮地 4 7 1 8	平成 2 5 年 1 0 月 2 0 日	居宅介護支援
医療法人社団高整会	高橋整形外科居宅介護支援センター	荒尾市原万田 8 1 5 番地 2	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日	居宅介護支援
有限会社松本建設	居宅介護支援センターいずみの里	八代市泉町下岳 4 3 5 0 番地	平成 2 6 年 1 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 1 9 7 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人水俣市社会福祉協議会	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 訪問介護	水俣市牧ノ内 3 番 1 号 水俣市総合もやい直し	平成 2 5 年 4 月 3 0 日	介護予防訪問介護

	事業所	センター内		
有限会社メディカル本里	ヘルパーステーション高瀬	玉名市高瀬223番地の3	平成25年8月31日	介護予防訪問介護
株式会社八代介護がじゅまる	介護センターがじゅまる	八代市古閑中町1101-3	平成25年8月31日	介護予防訪問介護
医療法人寺崎会	ケアラウンジGALA	水俣市浜町一丁目2番30号	平成25年8月31日	介護予防訪問介護
株式会社ピュア・ライフ	訪問介護ステーション なかまの里	宇城市松橋町両仲間1641番1	平成25年10月3日	介護予防訪問介護
有限会社神園交通サポートサービス	指定訪問介護事業所「パートナー」	八代市松江本町2番50号	平成25年11月30日	介護予防訪問介護
医療法人社団高整会	高橋整形外科居宅介護支援センター訪問介護	荒尾市原万田815番地2	平成25年12月31日	介護予防訪問介護
小山歯科医院	小山歯科医院	菊池市隈府434	平成25年3月31日	介護予防居宅療養管理指導
有限会社コーセイ商事	コーセイ薬局	上益城郡甲佐町岩下字東園123-3	平成25年9月13日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人西照福祉会	デイサービスセンター美里苑	下益城郡美里町遠野1920番地2	平成25年3月31日	介護予防通所介護
特定非営利活動法人NPOみなまた	のがわの家	水俣市古城一丁目3番15号	平成25年4月30日	介護予防通所介護
社会福祉法人水俣市社会福祉協議会	水俣市社会福祉協議会 通所介護事業所 もやい館	水俣市牧ノ内3番1号 水俣市総合もやい直しセンター内	平成25年4月30日	介護予防通所介護
社会福祉法人千草会	あいさとデイサービスセンター	山鹿市鹿央町合里1013番地3	平成25年6月30日	介護予防通所介護
特定非営利活動法人たまな散歩道	介護予防センター元気塾	玉名市伊倉南方967番地1	平成25年8月31日	介護予防通所介護
株式会社創健	宇土・千の郷	宇土市栗崎町801番地2	平成25年10月1日	介護予防通所介護
株式会社ピュア・ライフ	通所デイサービス なかまの里	宇城市松橋町両仲間1641番1	平成25年10月3日	介護予防通所介護
合同会社 春富	デイサービス 春富	玉名郡和水町東吉地990番地3	平成26年1月31日	介護予防通所介護
医療法人社団小田会	みどりかわクリニック通所リハビリテーション	宇土市野鶴町340番地1	平成25年11月30日	介護予防通所リハビリテーション
北 政義	北医院	天草市天草町下田北1255-1	平成25年11月30日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人暁清会	うさぎ	人吉市宝来町4	平成25年	介護予防短期

		3-1	6月30日	入所生活介護
医療法人社団中川会	中川外科医院	八代市横手町1 512-3	平成25年 5月1日	介護予防短期 入所療養介護
株式会社トップ・ケア	トップ・ケア	八代郡氷川町鹿 島1167-3	平成25年 5月23日	介護予防福祉 用具貸与
有限会社かまや	ホームケアひかり	菊池市隈府99 9	平成25年 11月30 日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社トップ・ケア	トップ・ケア	八代郡氷川町鹿 島1167-3	平成25年 5月23日	特定介護予防 福祉用具販売
有限会社かまや	ホームケアひかり	菊池市隈府99 9	平成25年 11月30 日	特定介護予防 福祉用具販売

**熊本県告示第198号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町
- 3 検査日等  
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成26年4月14日	午前10時から午前12時まで	馬見原公民館
平成26年4月14日	午後1時半から午後3時まで	山都町役場蘇陽総合支所
平成26年4月15日	午前10時から午前11時半まで	J A上益城清和支所朝日事業所
平成26年4月15日	午後1時から午後3時まで	山都町清和体育館
平成26年4月16日	午前10時から午前11時半まで	J A上益城矢部支所御岳野菜集荷所
平成26年4月16日	午後1時半から午後3時まで	J A上益城矢部支所中島茶工場
平成26年4月17日	午前10時から午後3時まで	山都町中央公民館
平成26年4月18日	午前10時から午後3時まで	甲佐町農業研修センター
平成26年4月21日	午前10時から午前12時まで	J A上益城（旧）上野事業所
平成26年4月21日	午後1時半から午後3時まで	（旧）水越小学校
平成26年4月22日	午前9時半から午後3時まで	御船町保健センター
平成26年4月23日	午前9時半から午後4時まで	益城町公民館
平成26年4月24日	午前10時から午後3時まで	嘉島町公民館

(2) 所在場所検査

ア検査日 平成26年6月2日から平成26年6月20日まで

イ検査場所 特定計量器検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定める計量器の所在場所

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会



**熊本県告示第199号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定により熊本港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本港コンテナターミナル	熊本市西区新港二丁目2番地	くまもとファズ株式会社 代表取締役社長 牛島浩	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**熊本県告示第200号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定により八代港コンテナターミナルの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港コンテナターミナル	八代市毘舎丸町1番3号	松木運輸株式会社 代表取締役社長 松木喜一	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

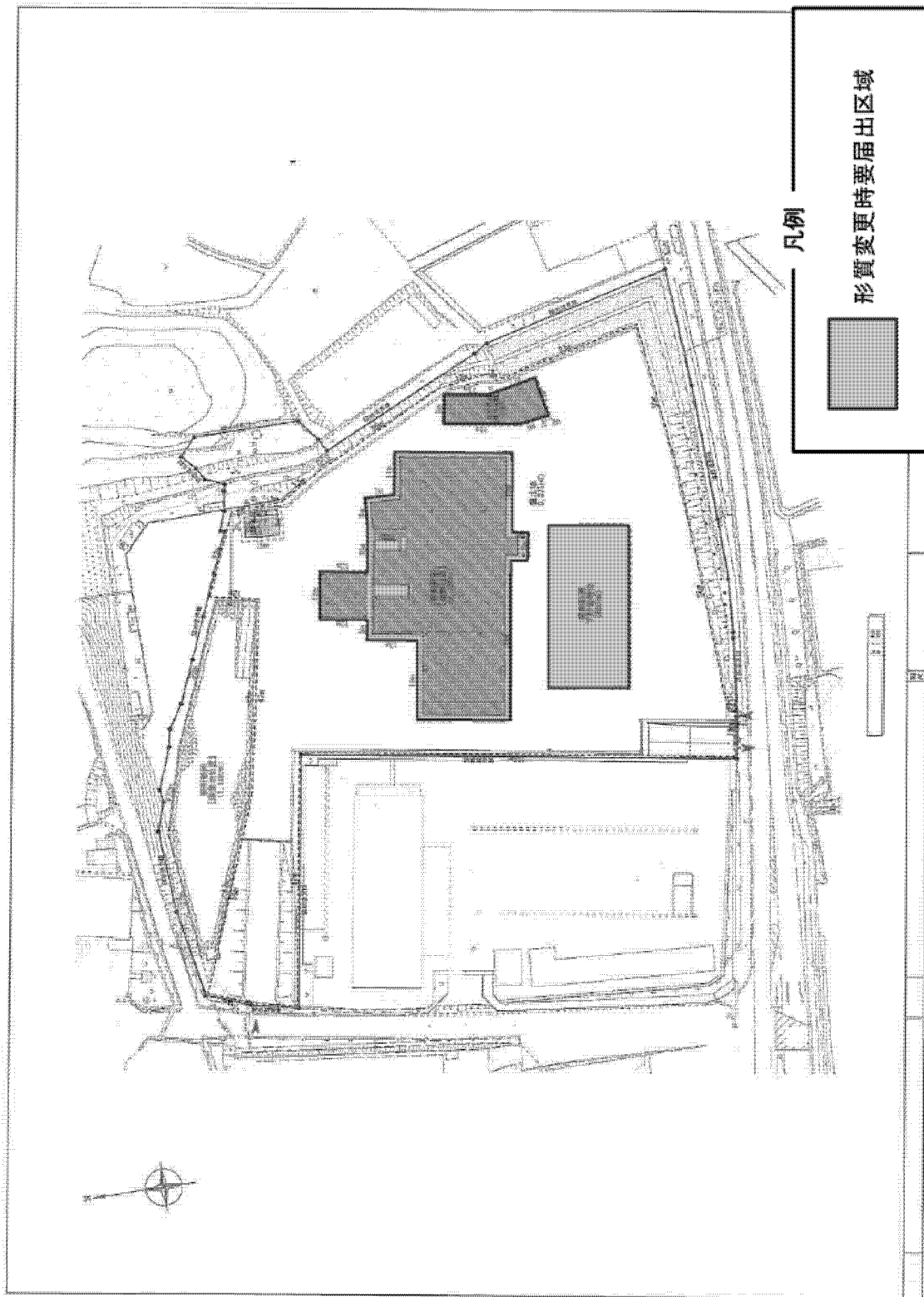
**熊本県告示第201号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 形質変更時要届出区域  
熊本県水俣市ひばりヶ丘46番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



別図

熊本県告示第 2 0 2 号

卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号）第 6 0 条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 6 7 号）第 3 7 条の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地  
株式会社高瀬青果市場  
玉名市中1181の1
- 2 廃止許可年月日  
平成26年2月21日

**熊本県告示第203号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本	訪問介護事業所 天の附	熊本県天草市牛深町3275番地11	平成26年4月1日	訪問介護
社会福祉法人黎明福祉会	豊洋園訪問看護ステーション	熊本県宇城市三角町里浦2855番5	平成26年4月1日	訪問看護

**熊本県告示第204号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本	訪問介護事業所 天の附	熊本県天草市牛深町3275番地11	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第205号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。  
なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
熊本市東区上南部二丁目6番1号  
東陽道株式会社 代表取締役 東 誠二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
菊池郡大津町瀬田字撫石504番1外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の  
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げるもの（安定型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず

及び陶磁器くず

5 変更許可申請の内容  
産業廃棄物処理施設の処理能力の変更

項 目	変 更 前	変 更 後
埋立面積（平方メートル）	17,971	17,270
埋立容量（立法メートル）	79,366	101,584

6 申請年月日

平成26年2月18日

7 申請書の縦覧場所

菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課

8 縦覧の期間及び時間

(1) 期間

平成26年3月14日から平成26年4月14日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項

(1) 提出先

次のいずれかの部署に提出すること。

ア 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部 廃棄物対策課

イ 〒861-1331 菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課

(2) 記載事項

次の事項を日本語で記載すること。

ア 提出者の住所及び氏名

イ 対象とする事業名

事業が特定できるように記載すること。

（例）「東陽道株式会社が大津町に設置している産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）事業（平成26年2月18日変更許可申請の事業）」

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

10 問合せ先

不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。

(1) 熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 電話番号096-333-2278

(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4155

熊本県告示第206号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市	平成26年5月12日から平成26年12月12日まで
	人吉市	平成26年5月12日から平成26年12月19日まで
	阿蘇市	平成26年5月12日から平成27年2月27日まで
	合志市	平成26年4月14日から平成26年12月19日まで
	玉名郡和水町	平成26年4月14日から平成26年12月19日まで
	球磨郡相良村	平成26年5月12日から平成26年12月19日まで
馬伝染性貧血検	熊本市	平成26年10月3日から平成26年11月10日まで

査		日まで
	玉名市	平成26年7月1日から平成26年12月19日まで
	山鹿市	平成26年7月1日から平成26年12月19日まで
	宇城市	平成26年10月3日から平成26年11月10日まで
	阿蘇市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	玉名郡玉東町	平成26年7月1日から平成26年12月19日まで
	阿蘇郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	球磨郡あさぎり町	平成26年6月2日から平成26年9月31日まで
腐蛆病検査	熊本市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	八代市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	人吉市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	山鹿市	平成26年6月2日から平成26年8月29日まで
	宇土市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	宇城市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	阿蘇市	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	上益城郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	下益城郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	阿蘇郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	葦北郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	球磨郡全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
	ひな白痢検査	人吉市
山鹿市		平成26年10月1日から平成26年12月19日まで
玉名郡南関町		平成26年10月1日から平成26年12月19日まで
球磨郡錦町		平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
球磨郡相良村		平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
球磨郡山江村		平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
伝達性海綿状脳	県内全域	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

症検査	で	
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
検査の種類	範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びブヨネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬のうち家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号から第9号に該当する馬	
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に規定する場合に該当する牛を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	
4 検査の方法		
<p>(1) ブルセラ病検査は、血清による急速凝集反応法等により判定する。</p> <p>(2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。</p> <p>(3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法等により判定する。</p> <p>(4) 馬伝染性貧血検査は、血清による寒天ゲル内沈降反応法により判定する。</p> <p>(5) 腐蛆病検査は、蜂群の臨床検査及び細菌検査等により総合的に判定する。</p> <p>(6) ひな白痢検査は、血清によるひな白痢急速凝集反応法により判定する。</p> <p>(7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては延髄を材料とした酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により判定する。</p>		
5 その他		
<p>(1) 手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。</p> <p>(2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。</p>		
<p><b>熊本県告示第207号</b>          次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。          平成26年3月14日</p> <p style="text-align: right;">熊本県知事 蒲 島 郁 夫</p>		
<p>1 保安林予定森林の所在場所 天草市五和町城河原二丁目字西ノ木葉2528番、2530番1、2535番1、2539番2、2541番、2549番</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。          (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>		
<p><b>熊本県告示第208号</b>          都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の</p>		

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇土市
- 2 都市計画事業の種類  
熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年1月26日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分
    - ア 追加  
南段原町、築籠町、松原町、新松原町、旭町、三拾町、花園町、岩古曾町、立岡町、古保里町、善道寺町、境目町、松山町、伊無田町、栗崎町、神馬町、神合町、石橋町、宮庄町、椿原町、馬之瀬町、恵塚町及び花園台町の各一部
    - イ 廃止  
新松原町、松山町、神馬町、神合町及び花園台町の各一部

**熊本県告示第209号**

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海

- 2 申請期間  
平成26年3月14日から平成26年3月20日まで

**熊本県告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川 1756番2地先から 同所 1776番地先まで	78.5	防災交安

- 2 供用を開始する期日 平成26年3月14日

**熊本県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	長洲玉名線	玉名市岱明町大野下字永田 160番地先から 同所 160番地先まで	前	11.4 ～ 12.4	12.0	廃道処分
			後	11.0 ～ 11.4		

2 区域を変更する期日 平成26年3月14日

**公 告**

**熊本県公告第123号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（北山浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（北山浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第124号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（登尾工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（登尾工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第125号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（平河内工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（平河内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第126号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（打越工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定



に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（打越工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

#### 熊本県公告第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（櫃ノ上工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（櫃ノ上工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

#### 熊本県公告第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（荒河内工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（荒河内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

#### 熊本県公告第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（貝津工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（貝津工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

#### 熊本県公告第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（新釜工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（新釜工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第131号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（新田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（新田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第132号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央北地区（大島工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天草中央北地区（大島工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第133号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成26年3月3日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 争議行為の日時  
平成26年3月14日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 2 争議行為を行う場所  
社会医療法人芳和会くわみず病院（熊本市中央区神水一丁目14-41）  
社会医療法人芳和会本部事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）  
社会医療法人芳和会熊本県民医連事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）  
社会医療法人芳和会平和クリニック（熊本市中央区本荘二丁目15-18）  
社会医療法人芳和会くすのきクリニック（熊本市北区龍田五丁目1-41）  
社会医療法人芳和会菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）  
社会医療法人芳和会水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）  
社会医療法人芳和会神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）  
社会医療法人芳和会八代中央クリニック（八代市永碓町1361）  
社会医療法人芳和会天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）  
社会福祉法人くまもと福祉会特別養護老人ホームたくまの里（熊本市東区御領一丁目13-26）
- 3 争議行為の概要  
(1) 目的

次に掲げる項目とする。

ア 生活を守る大幅な賃金の引き上げと雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。公務員賃金改悪反対、退職金切り下げ撤回。不払時間外労働の一扫。非正規労働の拡大反対、均等待遇の実現。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。労働法制の大改悪反対。

イ 医師・看護師・介護職員のほじめる医療・介護・福祉労働者の大幅増員。看護職員確保法・基本指針の実効ある改正、福祉人材確保基本指針の実効性確保。危険で高度な医療行為の他職種への業務委譲反対。

ウ 社会保障を解体させる「プログラム法案」の具体化阻止。医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の廃止。診療報酬の大幅引き上げ、患者・国民負担軽減。混合診療導入や「医療特区」制度反対。障がい者医療・福祉制度改善。介護保険制度の抜本的改善。安全・安心の医療・福祉の実現。

エ 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。国民の医療・介護・福祉の権利保障。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保。

オ 200万人以上看護体制を保障する大幅増員。夜勤交替制労働者の勤務時間は「1日8時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」。「5局長通知」の内容の職場での実現。長時間・2交替制勤務反対。ILO看護職員条約の批准。准看護師養成停止、看護制度の一本化、2年課程通信制での各県1校の開設と受講保障、支援措置の確立。

カ 憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。秘密保護法廃止。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。日米安保条約廃棄、オスプレイ配備撤回・米軍基地の撤去。核兵器廃絶、原発ゼロ・再生可能自然エネルギーへの転換。住民本位の震災復興と医療・介護負担の免除の継続。平和と民主主義の擁護。国会議員定数削減反対。TPP締結反対。消費税増税反対。

(1) 種類  
救急外来患者及び入院中の重症患者のために、最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他全ての争議行為。

熊本県公告第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 西原第1号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字境塚989番1内、同989番3内、同991番内、同992番1内、同992番3内、同992番5内、同992番6内、同992番7内、同992番8内、同992番9内、同989番1先、同989番3先、同991番先、同992番1先、同992番3先、同992番5先、同992番6先、同992番7先、同992番8先及び同992番9先
- 5 道路の延長 203.27メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 西原第2号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字境塚1001番1、同1001番6内、同1001番7内、同1001番8内及び同1003番1内
- 5 道路の延長 44.46メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 西原第3号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字境塚1026番1内、同1026番2内、同1026番3内、同1026番4内、同1026番5内、同1029番2内、同1029番5内及び同1029番8内
- 5 道路の延長 36.68メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 西原第4号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字高遊977番2内、同977番3内、同978番2内、同978番3内、同978番4内、同978番5内、同978番6内及び同979番2内
- 5 道路の延長 73.10メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 西原第5号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字高遊966番1内、同966番4内、同966番5内、同968番2内、同968番3内、同968番9内、同969番1内、同969番2内、同969番3内、同970番5内、同973番1内、同974番1内、同974番2内、同974番3内、同975番1内、同975番2内及び同979番2内
- 5 道路の延長 232.48メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 西原第6号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字高遊962番1内、同962番3内及び同962番4内
- 5 道路の延長 24.47メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

熊本県公告第140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。  
平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 西原第7号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字高遊980番1、同980番2内、同98

- 0番3内、同980番5内、同980番6内、同980番7内、同980番8内、同980番9内、同980番10内、同980番16、同980番17、同980番18、同980番19、同980番20内、同980番21内、同980番22内、同980番26内、同980番27内及び980番28
- 5 道路の延長 76.68メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

**熊本県公告第141号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 西原第8号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字高遊959番1内、同959番2、同961番4内、同961番5内、同961番7及び同961番8内
- 5 道路の延長 75.45メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

**熊本県公告第142号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 西原第9号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字境塚1009番1内、同1009番3、同1010番内、同1011番内、同1012番1内、同1012番2内、同1012番3、同1012番7内、同1012番8内、同1012番9及び1012番10
- 5 道路の延長 39.59メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

**熊本県公告第143号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により次のとおり道路を指定する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 西原第10号
- 2 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年4月1日
- 4 指定に係る道路の位置 西原村大字布田字乾原1035番60内、同1035番62、同1035番63内及び同1035番64内
- 5 道路の延長 25.32メートル
- 6 道路の幅員 4.00メートル

**熊本県公告第144号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字釜畑2074番1の一部  
478.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字安永822番地5

野田 康男  
上益城郡益城町大字小池2074番地2  
滝川 紫帆

**熊本県公告第145号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町沖野二丁目5818番3及び同5821番1  
1,647.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区出水六丁目5番1号2F  
株式会社 アイスマイル企画

**熊本県公告第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1873番48  
307.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋1928番地1森山ビル506号  
野田 康朗

**熊本県公告第147号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字中明午1661番84  
280.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区榆木二丁目6番111号  
柴田 泰博

**熊本県公告第148号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課において塩屋地区特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第149号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス多良木店  
球磨郡多良木町大字多良木字菰無田2792番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

- 平成26年9月20日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,858平方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側及び東側 75台
    - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北東側 24台
    - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南西側 65平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南西側 13立方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南側
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
  - 7 届出年月日  
平成26年3月4日
  - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
平成26年3月14日から平成26年7月14日まで

熊本県公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ人吉店（仮称）  
人吉市東間上町3461番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年11月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,624平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 

第1駐車場	建物北側	76台	
第2駐車場	店舗敷地外北側	39台	
第3駐車場	店舗敷地外北側	13台	合計128台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 12台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南西側 69.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 19.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
第1駐車場 1箇所 店舗敷地北側

第2駐車場 2箇所 第2駐車場敷地東側及び西側  
 第3駐車場 1箇所 第3駐車場敷地東側 合計4箇所  
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前9時から午後5時まで

7 届出年月日

平成26年3月5日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

平成26年3月14日から平成26年7月14日まで

**熊本県公告第151号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、次のとおり農地中間管理機構を指定したので、同法第5条第1項の規定により公告する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定を受けた農地中間管理機構の名称  
公益財団法人熊本県農業公社
- 2 指定を受けた農地中間管理機構の住所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 4 農地中間管理事業の開始の日  
平成26年4月1日

**熊本県公告第152号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン玉名  
玉名市亀甲字長畑134番ほか
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の住所  
（変更前）株式会社イズミ  
広島市南区京橋町2番22号  
（変更後）株式会社イズミ  
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 届出年月日  
平成26年3月4日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成26年3月14日から平成26年7月14日まで

**登載依頼**

**熊本県環境審議会公告 第5号**

第50回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年3月14日

熊本県環境審議会  
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時  
平成26年3月25日（火） 午前10時から午前11時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容  
（1）審議事項



- ア 熊本県環境影響評価条例の改正に係る検討について
- (2) 報告事項
- ア 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- イ 平成25年度第2回温泉部会における決議事項について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、受付を済ませた上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）  
（電話096-383-1111 内線7321）

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第6号**

平成25年度第6回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成26年3月14日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 高 木 一 孝

- 1 開催日時  
平成26年3月19日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題  
平成26年2月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話096-333-2240）

**熊本県「無らい県運動」検証委員会公告第2号**

第8回熊本県「無らい県運動」検証委員会を次のとおり開催します。  
平成26年3月14日

熊本県「無らい県運動」検証委員会  
委員長 内 田 博 文

- 1 日時  
平成26年3月24日（月）午後6時から
- 2 場所  
国立療養所菊池恵楓園 やすらぎ総合会館（合志市栄3796番地）
- 3 議題
- (1) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（案）について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- 委員会の会議は、原則公開とし、傍聴手続の概要は次のとおりとします。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもあります。
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県「無らい県運動」検証委員会事務局（熊本県健康福祉部健康づくり推進課内）  
 （電話096-333-2210）

**熊本県公安委員会規則第3号**

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則を次のように定める。

平成26年3月6日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づき行われた行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政処分の公表）

第2条 熊本県公安委員会（以下「委員会」という。）は、次条に規定する行政処分を行ったとき又は他の都道府県公安委員会から当該行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地が熊本県公安委員会の管轄区域内にある場合には、この規則の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

（公表の対象となる行政処分）

第3条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。

- (1) 警備業法に基づく行政処分
  - ア 警備業法第8条の規定による認定の取消し
  - イ 警備業法第48条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内に警備業法に基づく公表対象処分（同条の規定による指示を除く。）を受けた者に係るものに限る。）
  - ウ 警備業法第49条第1項の規定による営業停止命令
  - エ 警備業法第49条第2項の規定による営業廃止命令
- (2) 探偵業法に基づく行政処分
  - ア 探偵業法第14条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内に探偵業法に基づく公表対象処分（同条の規定による指示を除く。）を受けた者に係るものに限る。）
  - イ 探偵業法第15条第1項の規定による営業停止命令
  - ウ 探偵業法第15条第2項の規定による営業廃止命令

（公表の内容）

第4条 熊本県公安委員会は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 警備業又は探偵業の別
- (2) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第5条に規定する認定証の番号又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項の規定する探偵業届出証明書番号（当該探偵業届出証明書が探偵業法第4条第2項の届出書の提出に係る探偵業届出証明書である場合にあっては、当該探偵業届出証明書の番号及び探偵業法第4条第1項の届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号）
- (3) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (4) 主たる営業所の所在地
- (5) 行政処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (6) 行政処分の処分年月日
- (7) 行政処分の内容（営業停止命令（警備業法第49条第1項又は探偵業法第15条第1項の規定による営業停止命令をいう。以下同じ。）にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間）
- (8) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令
- (9) 行政処分を行った都道府県公安委員会

（公表の方法）

第5条 熊本県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 熊本県警察本部への行政処分簿（別記様式）の備付け
- (2) 熊本県警察がインターネット上に開設するホームページへの行政処分簿の登載（他の都道府県公安委員会への通知）

第6条 熊本県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し行政処分簿の写しにより通知するものとする。

（公表の期間）

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式

行政処分簿

警備業又は探偵業の別		<input type="checkbox"/> 警 備 業	<input type="checkbox"/> 探 偵 業
行政処分を受けた者	認定証又は届出証明書の番号	公安委員会 第 号 ( 公安委員会 第 号 )	
	氏 名 又 は 名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	主たる営業所の所在地		
	行政処分に係る営業所等の名称及び所在地		
行政処分年月日		年 月 日	
行政処分の内容			
行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令			
行政処分を行った公安委員会		公安委員会	

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則（平成22年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「上天草市立大道中学校」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 熊本近代文学館協議会公告第2号

平成25年度第2回熊本近代文学館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成26年3月14日

熊本近代文学館協議会

- 1 開催日時  
平成26年3月17日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題  
（1）平成25年度事業報告等について  
（2）平成26年度事業計画案について  
（3）熊本県立図書館・熊本近代文学館の機能拡充事業の概要について  
（4）その他
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区出水2丁目5番1号  
熊本県立図書館総務課総務企画係  
（電話 096-384-5000）

#### 有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度有明地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年3月14日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成26年3月19日（水）午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県玉名地域振興局 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題  
（1）第1回救急医療専門部会開催報告  
（2）新型インフルエンザ等対策行動計画について  
（3）第6次有明地域保健医療計画進捗状況について  
（4）第6次有明地域保健医療計画改訂について  
（5）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
玉名市岩崎1004-1  
玉名地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）  
（電話0968-72-2184）

#### 菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年3月14日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時  
平成26年3月27日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室（菊池市限府1272-10）

- 3 議題
  - (1) 第6次菊池地域保健医療計画の評価について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
菊池市限府1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）  
（電話0968-25-4156）